

愛知県一時保護所整備事業

落札者決定基準

令和 7 年 10 月

愛知県

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
第2章 落札者決定の概要	1
1 落札者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査の体制	1
4 審査の手順	2
5 審査方法	3
(1) 資格審査	3
(2) 提案審査	3
6 落札者の決定	4
7 提案評価項目及び配点	5

第1章 総則

1 本書の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が「愛知県一時保護所整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、総合評価点（技術評価項目の評価点と入札価格の評価点を合計したものをいう。）の最も高いものを落札者として決定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業の入札に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

第2章 落札者決定の概要

1 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、入札時に技術提案を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札とする。落札者は、本基準に基づき、資格審査を行った上で、総合評価点の最も高いものをもって決定する。

2 審査の進め方

審査は、競争入札参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。なお、「提案審査」は、入札価格や本事業の基本的条件及び要求水準を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

3 審査の体制

技術提案書の審査は、県が設置した愛知県一時保護所整備事業に係る総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。なお、委員会は、入札参加者に対してヒアリングを行う。

委員会は、以下4名の委員で構成される。

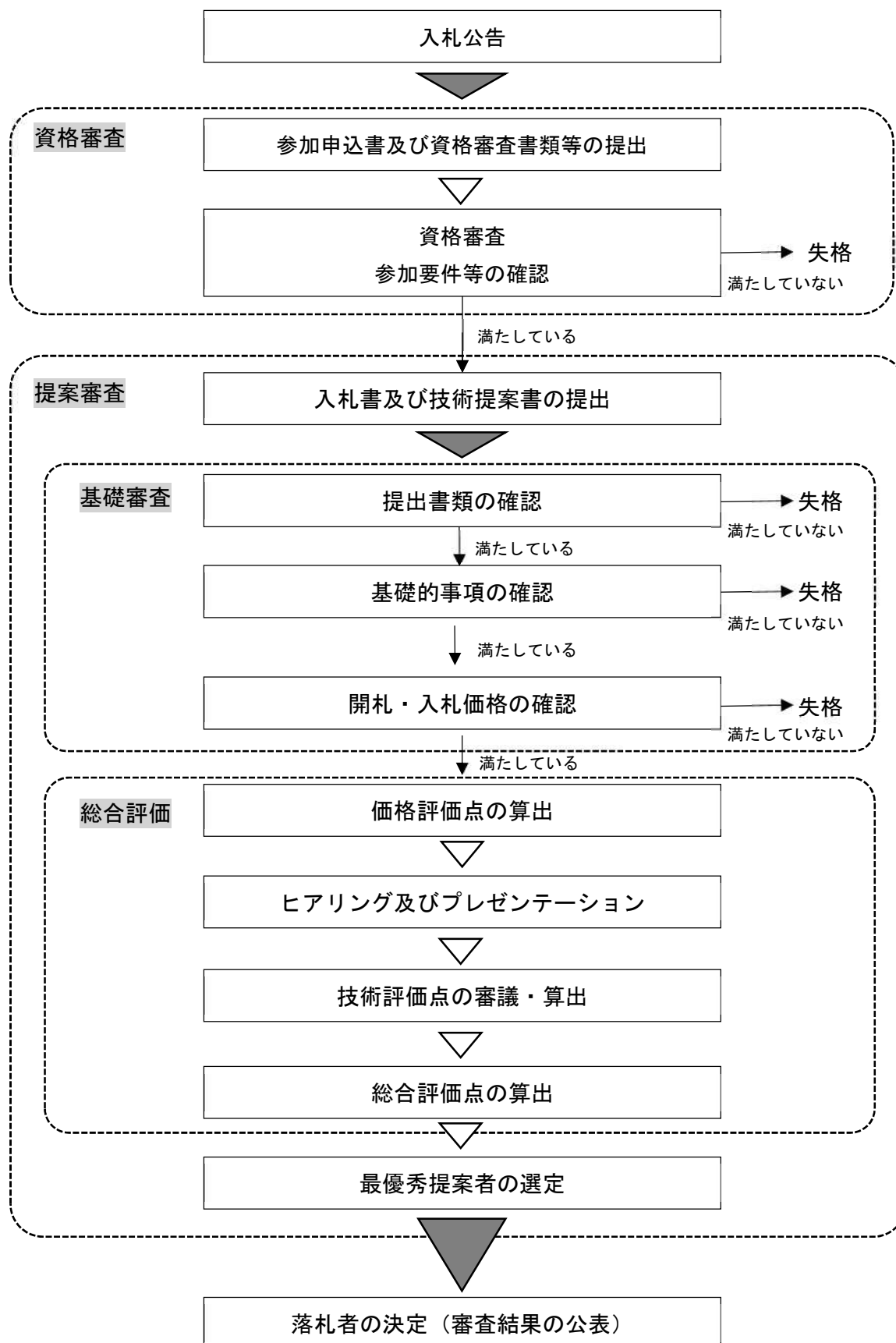
（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等（令和7年10月時点）
委員長	奥宮 正哉	公益財団法人名古屋産業科学研究所 上席研究員
委員	生田 京子	名城大学理工学部 教授
	坂口 大史	日本福祉大学工学部 准教授
	前田 清	愛知県中央児童・障害者相談センター センター長

なお、応募者が、落札者決定までに、委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

4 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



5 審査方法

(1) 資格審査

資格審査では、応募者からの応募申込書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県において確認する。資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は入札説明書に示す。

(2) 提案審査

①基礎審査

基礎審査では、入札参加者の提出書類が次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提出書類の確認

提出書類の確認項目は以下のとおり。提出書類に不備がある場合は失格とする。

確認項目	確認内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	技術提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

イ 基礎的事項の確認

技術提案書に記載された内容が、県の要求する水準に適合していることを「要求水準書」に基づき確認する。技術提案書の内容に県の要求する水準及び性能に満たさない事項がある場合は失格とする。

ウ 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることを確認する。予定価格の範囲内がない場合は失格とする。

②総合評価

ア 価格評価点の算出

入札価格に対して、以下の考え方に基づき得点化する。なお、満点は 20 点とし、算出された得点の小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までの数値とする。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{ 点} \times (\text{入札参加者中最低の入札価格} / \text{各入札参加者の入札価格})$$

イ ヒアリング及びプレゼンテーション

技術提案書の審査に当たって、提案内容の確認のため、委員会委員によるヒアリング及び入札参加者によるプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を行う。

ウ 技術評価の審議・算出

技術提案内容を以下の評価基準に基づき評価し、技術評価点を付与する。なお、満点は 80 点とする。

技術評価点は、各委員の評価点の平均とし、算出された評価点の小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までの数値とする。

評価	評価内容	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

エ 最優秀提案者の選定

価格評価点（20 点満点）と技術評価点（80 点満点）を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案とする。

$$\text{総合評価点（100 点満点）} = \text{価格評価点（20 点満点）} + \text{技術評価点（80 点満点）}$$

6 落札者の決定

落札者の決定方法は、予定価格の範囲内で入札をした者のうち、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価による点数の合計が最も高いものが複数ある場合には、技術評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定し、技術評価点が高点の場合は、委員会委員による合議により最優秀提案者を選定する。なお、入札参加者が 1 者のみの場合においても、入札を有効とする。入札参加者が 1 者のみの場合は、各委員の採点及び受託者としての適否に基づき、委員会委員の合議によって決定する。

県は、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに、入札参加者全ての評価点、評価内容を公表する。

なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結までに、次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 本県との契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 本県との契約に関して賄賂、談合等著しく県との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- ③ 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けたとき。

落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に落札者に契約交渉を行う。

7 提案評価項目及び配点

区分				配点	
〔1〕技術評価				80 点	
大項目	中項目	様式	評価の主な観点	配点	
事業全体に関する評価	事業実施の基本方針	4-1	・ 県の考えを理解し、事業の取組姿勢、基本的な考え方が適切であるか。 ・ 本事業の目的や内容を理解した具体的な方針であるか。 ・ 業務実績や経験に基づく適切な方針であるか。 ・ 県内企業との連携・協力、県産資材の活用など、地域経済への貢献に資する方針が示されているか。	5 点	11 点
	事業実施体制及び役割分担		・ 本事業の業務範囲（設計、工事監理、施工、移転支援業務）に対応した実施体制や企業間の連携方法が適切に計画されているか。 ・ 各担当者の役割が明確で、適切な人員配置となっているか。 ・ 業務毎にチェック機能が適切に機能する体制となっているか。	3 点	
	事業スケジュール・工程管理・コスト管理		・ 設計と施工を一体化することでの利点を意識したスケジュール・工事手順が提案されており、かつ実現性があるか。 ・ 工程管理や工期短縮、コスト管理に関する具体的な考え方や手法、提案が示されているか。	3 点	
設計業務に関する評価	設計業務の実施方針	4-2	・ 本事業の目的や内容（DB 方式による一時保護所整備、木材利用等）を理解した具体的な設計方針であるか。 ・ 設計業務の円滑な実施やモニタリング（要求水準の確保）に対する考え方や工夫が明確に示されているか。	4 点	32 点
	家庭的で温かみのある施設計画		・ 子どもが良好な家庭的環境の中で暮らすことができる提案となっているか。 ・ 生活エリアと学習や運動のエリアを分けるなど、メリハリのあるバランスのとれた生活を提供できる提案となっているか。 ・ 木造及び木質化を積極的に図り、木のぬくもりを感じる提案となっているか。	8 点	
	子どもの多様性に配慮した施設計画		・ 子どもの年齢や心身の状況（車いすの使用、精神的な不安定さ等）に配慮し、安全性の確保に工夫がされた提案となっているか。 ・ 子どものプライバシー保護や、子どもの年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮する等、個々のニーズに応じた環境を整える提案となっているか。 ・ 精神的に傷つき、不安定な気持ちになった子どもに対して安心できる環境を提供できる提案となっているか。 ・ 多様な子どもを安全に見守ることができるよう職員の動線・管理しやすさに配慮された提案となっているか。	8 点	

区分				配点	
〔1〕技術評価				80 点	
大項目	中項目	様式	評価の主な観点	配点	
設計業務に関する評価	環境への配慮 やライフサイクルコストの 低減に配慮した施設計画	4-2	・自然採光の確保や風通しに配慮するほか、エネルギーの無駄使いを削減するなど、環境に配慮した提案となっているか。 ・ZEB Ready を目指した消費エネルギーの削減に向けた提案がされているか。 ・日常的な維持管理や設備機器の更新のしやすさに配慮した提案となっているか。 ・ランニングコストを低減する工夫が提案されているか。	6 点	32 点
	一時保護所の 秘匿性と地域環境との調和 を両立させた施設計画		・周囲からの視線に配慮し、隣接する住居及び学校との境界には、適宜植栽やフェンスを設け、お互いのプライバシーや住環境等に十分配慮した配置構成となっているか。 ・自然豊かな地域環境との調和に配慮した、植栽等の外構の整備に関する提案が示されているか。 ・車両等の出入りの際に地域住民への影響を最小限とするよう門扉、外構の整備に関する提案が示されているか。	6 点	
施工業務に関する評価	施工業務の実 施方針	4-3	・本事業の目的や内容（DB 方式による一時保護所整備、木材利用等）を理解した具体的な施工業務の方針が示されているか。	4 点	18 点
	施工計画		・事業対象地の立地・敷地条件や建築条件（RC 造と木造の混構造）を踏まえた工法・工事手順に関する考え方や工夫、提案が示されているか。 ・周辺住民、学校等に配慮した安全対策、動線計画、騒音対策等について考え方や工夫、提案が示されているか。	8 点	
	施工段階での 品質・リスク管理		・施工業務の円滑な実施や品質管理、モニタリング・セルフチェック機能（要求水準及び技術提案内容の確保）に対する考え方や工夫、提案が示されているか。 ・施設の構造に応じた品質管理手法の考え方や工夫、提案が示されているか。 ・施工段階で発生するリスクを想定し、そのリスク管理に対する考え方や工夫、提案が示されているか。	6 点	
独自性・付加提案		4-4	・上記のほか、本事業の目的や内容を踏まえ、より魅力的な一時保護所とするための提案者独自の工夫や提案が示されているか。	6 点	6 点

区分				配点	
〔１〕技術評価				80 点	
大項目	中項目	様式	評価の主な観点	配点	
企業・技術者に関する評価	企業の技術力に関する事項	5-1	・評価対象工事の施工実績	2 点	13 点
	配置予定技術者の能力に関する事項	5-2	・統括責任者の管理実績 ・設計業務管理技術者の設計実績 ・建築、構造、電気設備、機械設備担当技術者の資格 ・工事監理業務管理技術者の監理実績 ・監理技術者の施工実績	9 点	
	地域精通度・地域貢献度に関する事項	5-3	・工事施工構成員の主たる営業所の所在地 ・地域内における評価対象工事の施工実績の有無	2 点	

区分		配点
〔２〕価格評価	20 点×（入札参加者中最低の入札価格／各入札参加者の入札価格）	20 点

■企業・技術者に関する評価について

(1) 企業の技術力に関する事項

【配点 2 点】

評価項目	評価基準	配点
評価対象工事の施工実績 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了 ※1※2※3	2 件以上	2 点
	1 件	1 点
	該当なし	0 点

※1 評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)すべてを満たす建築物の新築または増築工事(当該改修に係る対象建築物の床面積の合計に限る)とします。また、県発注工事以外の実績も含めます。

(a)建物用途：児童福祉施設等（建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等、入所する者の寝室があるものに限る。以下、同じ。）

(b)施工規模：延べ面積 1,500 平方メートル以上（複合施設の場合は、別用途（児童福祉施設等以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計、増築の場合は増築部分の面積）

※2 本件入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他営業所の施工実績も対象とします。

※3 工事施工構成員のうち、いずれかの実績をもって評価します。

(2) 配置予定技術者の能力に関する事項

【配点 9 点】

評価項目	評価基準	配点
統括責任者の管理実績 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した評価対象工事（ただし、デザインビルド方式による事業を統括した実績に限る） ※1	2 件以上実績あり	1 点
	1 件実績あり	0.5 点
	実績なし	0 点
設計業務管理技術者の設計実績① 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した評価対象工事（管理技術者又は担当技術者としての実績） ※1	3 件以上実績あり	1 点
	2 件実績あり	0.6 点
	1 件実績あり	0.3 点
	実績なし	0 点
設計業務管理技術者の設計実績② 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した混構造（管理技術者又は担当技術者としての実績） ※2	1 件実績あり	1 点
	実績なし	0 点
建築設計担当技術者の資格 ※3※4	一級建築士	0.5 点
	二級建築士	0.2 点
	その他	0.2 点
	なし	0 点
構造設計担当技術者の資格 ※3※4	構造設計一級建築士	0.5 点
	一級建築士	0.4 点
	二級建築士	0.1 点
	なし	0 点

評価項目	評価基準	配点
電気設備設計担当技術者の資格 ※3※4	設備設計一級建築士	0.5 点
	一級建築士、建築設備士	0.4 点
	二級建築士	0.1 点
	なし	0 点
機械設備設計担当技術者の資格 ※3※4	設備設計一級建築士	0.5 点
	一級建築士、建築設備士	0.4 点
	二級建築士	0.1 点
	なし	0 点
工事監理業務管理技術者の監理実績① 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した評価対象工事 ※1	2 件以上実績あり	1 点
	1 件実績あり	0.5 点
	実績なし	0 点
工事監理業務管理技術者の監理実績② 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した混構造 ※2	1 件実績あり	1 点
	実績なし	0 点
監理技術者の施工実績① 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した評価対象工事（主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績） ※1	2 件以上実績あり	1 点
	1 件実績あり	0.5 点
	実績なし	0 点
監理技術者の施工実績② 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了した混構造（主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績） ※2	1 件実績あり	1 点
	実績なし	0 点

※1 評価対象工事は、「(1) 企業の技術力に関する事項」の※1で示したとおりです。

※2 鉄筋コンクリート造と木造の混構造の延べ面積 1,500 m²以上の建物を評価対象とします。

※3 予定技術者の資格の評価は、一級建築士、二級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築積算士、建築設備士、技術士等それぞれの分野で設計上有効な国家資格又はそれに準ずる資格の保有状況により加点評価します。「評価する技術者資格」欄に複数の資格が記載されている場合は、そのうち最も配点の高い資格を評価の対象とします。

※4 担当技術者の「評価する技術者資格」欄に記載された資格について、次のアからウのいずれかに該当する場合は、当該資格者として評価の対象としません。

ア 添付資料により資格の保有状況が確認できない場合

イ 建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士について、建築士法第22条の2に規定する定期講習を適切に受講していることが添付資料により確認できない場合

ウ 有効期限のある資格で、添付された資格者証等の有効期限が切れている場合

(3) 地域精通度・地域貢献度に関する事項

【配点 2 点】

評価項目	評価基準	配点
工事施工構成員の主たる営業所の所在地 ※1 ※4	西三河建設事務所管内にあり	1 点
	愛知県内にあり	0.5 点
	上記に該当しない	0 点
地域内における評価対象工事の施工実績の有無 過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日まで）に完了 ※1 ※2 ※3 ※4	西三河建設事務所管内にあり	1 点
	愛知県内にあり	0.5 点
	上記に該当しない	0 点

※1 西三河建設事務所管内とは、岡崎市、西尾市、幸田町の区域とします。

※2 評価対象工事は、「(1) 企業の技術力に関する事項」の※1 で示したとおりです。

※3 本件入札に参加する営業所の施工実績だけでなく、愛知県内にある他営業所の施工実績も対象とします。

※4 それぞれの評価項目について、工事施工構成員のうち、いずれかの実績をもって評価します。